

社会福祉法人べっぷ優ゆう 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人べっぷ優ゆう（以下「当法人」という。）定款第9条に基づき評議員、同定款第23条の規定に基づき理事及び監事並びに社会福祉法人べっぷ優ゆう評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき評議員選任・解任委員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬等を支給する業務の種類)

第2条 当法人の評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に報酬等を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時の監査、検査
- (3) 行政機関による監査、検査の立会い
- (4) 役員等の研修会及び他の施設の視察
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等)

第3条 役員等が前条第1号から第3号に定める業務を行った場合は、1日当たり1,500円の報酬を支給する。

2 役員等が前条第4号又は第5号に定める業務を行った場合は、報酬は支給しない。ただし、社会福祉法人べっぷ優ゆう給与規程に基づく旅費を支給する。

3 役員等が前条第6号に定める業務を行った場合は、1日当たり1,500円の報酬及び社会福祉法人べっぷ優ゆう給与規則に基づく旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設常勤職員を兼務している理事又は評議員選任・解任委員に対しては、前条に規定する報酬等は支給しない。

(雑則)

第5条 この規程に定めのない事項については、理事会及び評議員会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(役員等の費用弁償等に関する規程及び役員等の報酬等の支給の基準の廃止)

- 2 役員等の費用弁償等に関する規程(平成26年11月1日)及び役員等の報酬等の支給の基準(平成29年4月1日)はこれを廃止する。